

決算状況(単体)

財務諸表

●貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

| (資産の部) | 第94期 平成30年3月31日現在 | 第95期 平成31年3月31日現在 |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 現金 | 9,083 | 8,982 |
| 預け金 | 52,029 | 64,857 |
| 買入金銭債権 | 1,928 | 2,630 |
| 金銭の信託 | 1,000 | 1,920 |
| 有価証券 | 313,825 | 307,961 |
| 国債 | 118,900 | 116,916 |
| 地方債 | 10,448 | 10,105 |
| 社債 | 99,486 | 102,580 |
| 株式 | 11,983 | 10,361 |
| その他の証券 | 73,006 | 67,996 |
| 貸出金 | 244,698 | 247,600 |
| 割引手形 | 1,493 | 1,241 |
| 手形貸付 | 22,208 | 20,811 |
| 証書貸付 | 209,537 | 213,185 |
| 当座貸越 | 11,458 | 12,362 |
| その他資産 | 4,298 | 4,369 |
| 未決済為替貸 | 50 | 74 |
| 信金中金出資金 | 2,265 | 2,265 |
| 未収収益 | 982 | 944 |
| その他の資産 | 1,000 | 1,085 |
| 有形固定資産 | 5,478 | 5,653 |
| 建物 | 3,145 | 3,327 |
| 土地 | 1,622 | 1,725 |
| 建設仮勘定 | 116 | 116 |
| その他の有形固定資産 | 594 | 484 |
| 無形固定資産 | 313 | 248 |
| ソフトウェア | 284 | 219 |
| その他の無形固定資産 | 29 | 29 |
| 債務保証見返 | 2,783 | 3,077 |
| 貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金) | △ 16,722 (△ 15,100) | △ 14,410 (△ 12,539) |
| 資産の部合計 | 618,717 | 632,890 |

| (負債の部) | 第94期 平成30年3月31日現在 | 第95期 平成31年3月31日現在 |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 預金積金 | 527,210 | 540,130 |
| 当座預金 | 12,155 | 12,150 |
| 普通預金 | 141,215 | 152,201 |
| 貯蓄預金 | 1,660 | 1,626 |
| 通知預金 | 1,296 | 1,171 |
| 定期預金 | 345,277 | 346,610 |
| 定期積金 | 24,134 | 24,405 |
| その他の預金 | 1,471 | 1,964 |
| その他負債 | 2,189 | 1,679 |
| 未決済為替借 | 105 | 150 |
| 未払費用 | 1,021 | 969 |
| 給付補填備金 | 11 | 10 |
| 未払法人税等 | 589 | 80 |
| 前受収益 | 133 | 146 |
| 払戻未済金 | 6 | 14 |
| 職員預り金 | 226 | 230 |
| その他の負債 | 93 | 78 |
| 賞与引当金 | 191 | 172 |
| 役員賞与引当金 | 16 | 16 |
| 退職給付引当金 | 1,803 | 1,868 |
| 役員退職慰労引当金 | 139 | 126 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 22 | 28 |
| 偶発損失引当金 | 29 | 28 |
| 繰延税金負債 | 7,331 | 7,369 |
| 債務保証 | 2,783 | 3,077 |
| 負債の部合計 | 541,717 | 554,497 |
| (純資産の部) | 第94期 平成30年3月31日現在 | 第95期 平成31年3月31日現在 |
| 出資金 | 1,086 | 1,075 |
| 普通出資金 | 1,086 | 1,075 |
| 利益剰余金 | 51,609 | 54,077 |
| 利益準備金 | 1,116 | 1,116 |
| その他利益剰余金 | 50,492 | 52,960 |
| 特別積立金 (経営基盤強化積立金) | 48,500 (1,000) | 50,000 (1,000) |
| 当期末処分剰余金 | 1,992 | 2,960 |
| 会員勘定合計 | 52,695 | 55,153 |
| その他有価証券評価差額金 | 24,304 | 23,240 |
| 評価・換算差額等合計 | 24,304 | 23,240 |
| 純資産の部合計 | 76,999 | 78,393 |
| 負債及び純資産の部合計 | 618,717 | 632,890 |

●損益計算書

(単位：千円)

| | 第94期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで | 第95期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 経常収益 | 10,194,198 | 10,273,260 |
| 資金運用収益 | 9,238,989 | 8,494,495 |
| 貸出金利息 | 3,993,927 | 3,751,208 |
| 預け金利息 | 66,195 | 69,760 |
| 有価証券利息配当金 | 5,110,331 | 4,601,225 |
| その他の受入利息 | 68,534 | 72,302 |
| 役務取引等収益 | 663,381 | 658,269 |
| 受入為替手数料 | 286,927 | 283,487 |
| その他の役務収益 | 376,454 | 374,782 |
| その他業務収益 | 45,672 | 171,216 |
| 外国通貨売買益 | - | 634 |
| 国債等債券売却益 | 20,655 | 106,530 |
| その他の業務収益 | 25,017 | 64,052 |
| その他経常収益 | 246,154 | 949,277 |
| 貸倒引当金戻入益 | - | 754,879 |
| 償却債権取立益 | 35 | - |
| 株式等売却益 | 141,975 | 166,753 |
| 金銭の信託運用益 | 86,601 | - |
| その他の経常収益 | 17,542 | 27,645 |
| 経常費用 | 7,781,827 | 7,132,167 |
| 資金調達費用 | 447,098 | 394,476 |
| 預金利息 | 438,617 | 386,794 |
| 給付補填備金繰入額 | 7,340 | 6,588 |
| 借入金利息 | 71 | - |
| その他の支払利息 | 1,068 | 1,093 |
| 役務取引等費用 | 570,451 | 580,551 |
| 支払為替手数料 | 101,666 | 102,031 |
| その他の役務費用 | 468,784 | 478,520 |
| その他業務費用 | 351,594 | 430,413 |
| 外国通貨売買損 | 429 | - |
| 国債等債券売却損 | 110,842 | 84,997 |
| 国債等債券償還損 | 240,237 | 343,331 |
| その他の業務費用 | 85 | 2,084 |
| 経費 | 5,554,079 | 5,528,734 |
| 人件費 | 3,294,288 | 3,275,082 |
| 物件費 | 2,100,560 | 2,066,150 |
| 税金 | 159,231 | 187,501 |
| その他経常費用 | 858,602 | 197,990 |
| 貸倒引当金繰入額 | 832,857 | - |
| 貸出金償却 | - | 6,875 |
| 貸出金債権売却損 | 23 | - |
| 株式等売却損 | 143 | 72,057 |
| 株式等償却 | 111 | 366 |
| 金銭の信託運用損 | - | 78,810 |
| その他の経常費用 | 25,465 | 39,880 |
| 経常利益 | 2,412,371 | 3,141,093 |

(単位：千円)

| | 第94期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで | 第95期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 特別利益 | 180 | - |
| 固定資産処分益 | 180 | - |
| 特別損失 | 224,573 | 25,186 |
| 固定資産処分損 | 4,610 | 7,752 |
| 減損損失 | 219,963 | 17,434 |
| 税引前当期純利益 | 2,187,978 | 3,115,906 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 824,897 | 194,271 |
| 法人税等調整額 | △205,583 | 431,992 |
| 法人税等合計 | 619,314 | 626,263 |
| 当期純利益 | 1,568,664 | 2,489,643 |
| 繰越金(当期首残高) | 424,056 | 471,052 |
| 当期末処分剰余金 | 1,992,720 | 2,960,695 |

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

| | 第94期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで | 第95期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで |
|----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期末処分剰余金 | 1,992,720 | 2,960,695 |
| 計 | 1,992,720 | 2,960,695 |

これを次のとおり処分する。

| | | |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| 剰余金処分量 | 1,521,667 | 2,421,471 |
| 普通出資に対する配当金 (配当率) | 21,667 (年2%) | 21,471 (年2%) |
| 特別積立金 | 1,500,000 | 2,400,000 |
| 繰越金(当期末残高) | 471,052 | 539,223 |

■平成30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けて公表しております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月26日

飯田信用金庫
理事長

小池 貞志

【貸借対照表に関する注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|-------|
| 建物 | 3~50年 |
| その他 | 3~45年 |
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成24年7月4日)に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

貸出条件緩和償権等を有する債務者で与信額や与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を一定額以上の債務者のうち、償権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見られる償権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引した金額と償権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(「DFCF法」))により計上しております。

すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。(会計上の見積りの変更)

当事業年度末より、貸出条件緩和償権等を有する債務者で与信額や与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、償権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見られる償権については、当該キャッシュ・フローを当時の約定利率で割引した金額と償権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(「DFCF法」))により計上しております。

これにより、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ458百万円減少しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によるものであります。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均稼働勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から損益処理

| | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 平成31年3月31日現在の退職給付債務及びその内訳 | |
| 退職給付債務 | 2,028百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △160百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,868百万円 |
| (2) 平成30年度の退職給付費用の内訳 | |
| 勤務費用 | 118百万円 |
| 利息費用 | 6百万円 |
| 数理計算上の差異の処理額 | 45百万円 |
| 厚生年金基金掛金等 | 207百万円 |

| | |
|--|--------------|
| (3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 | |
| 割引率 | 0.3% |
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 期間定額基準 |
| また、当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。 | |
| なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。 | |
| (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在) | |
| 年金資産の額 | 1,669,710百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,806,457百万円 |
| 差引額 | △136,747百万円 |
| (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成30年3月分) | 0.473% |

(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,97,854百万円及び別途積立金61,107百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等償却であります。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末まで支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円
- 子会社等の株式総額 24百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 343百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 8,674百万円
- 貸出金のうち、破綻先償権額は352百万円、延滞償権額は16,302百万円あります。なお、破綻先償権とは、元本又は利息の延滞が相当期間継続していることその他

の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞償権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を差控した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞償権額はありません。なお、3か月以上延滞償権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先償権及び延滞償権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和償権額は1,816百万円あります。なお、貸出条件緩和償権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償権、延滞償権及び3か月以上延滞償権に該当しないものであります。
- 破綻先償権額、延滞償権額、3か月以上延滞償権額及び貸出条件緩和償権額の合計額は18,471百万円あります。なお、20から23に掲げた償権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,241百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|--------|
| 有価証券 | 610百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 106百万円 |

上記のほか、為替決済、当座借越及び県収納事務の担保として、預け金20,002百万円、その他資産(保証金)18百万円を差し入れております。

また、その他にその他資産に含まれる保証金は930百万円あります。26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当証券の債務保証額は1,080百万円あります。

- 出資1口当たりの純資産額 36,428円30銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格や為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度管理、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体等々の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価変動の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法及手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会及び常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤役員会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、発行体の業況や市場環境動向などを収集、把握しております。これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた想定した場合の対象となる金融商品の時価は、22,314百万円減少するものと把握しております。

また、当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出されており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量は、全体で8,697百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、計測手法としてのVaRの有効性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫ではVaRで計測したリスク量に対して、バックテストの結果を踏まえた調整を行い、市場環境変化に即したリスク量把握に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあり得ます。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------------|----------|---------|-------|
| (1) 現金 | 8,982 | 8,982 | - |
| (2) 預け金 | 64,857 | 64,861 | 4 |
| (3) 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 307,854 | 307,854 | - |
| (4) 貸出金(*1) | 247,600 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △14,392 | | |
| | 233,208 | 239,683 | 6,475 |
| 金融資産 計 | 614,902 | 621,381 | 6,479 |
| (1) 預金積金 | 540,130 | 540,666 | 535 |
| 金融負債 計 | 540,130 | 540,666 | 535 |

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から32.に記載しております。

自金庫保証付私募債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りか困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という)。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR等)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|----------------|----------|
| 子会社・子法人等株式(*1) | 24 |
| 非上場株式(*1) | 37 |
| 組合出資金等(*2) | 45 |
| 合 計 | 106 |

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及びその他の証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|---------|-------------|--------------|---------|
| 預け金(*1) | 49,857 | 15,000 | - | - |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 8,265 | 43,758 | 84,549 | 125,633 |
| 貸出金(*2) | 54,438 | 71,594 | 45,853 | 61,842 |
| 合 計 | 112,560 | 130,352 | 130,402 | 187,475 |

(*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金積金(*) | 354,995 | 184,752 | 383 | - |
| 合 計 | 354,995 | 184,752 | 383 | - |

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。(貸借対照表中の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めております。)

その他有価証券

(単位:百万円)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
|----------------------|--------|----------|---------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | 8,562 | 5,873 | 2,689 |
| | 債 券 | 225,222 | 202,230 | 22,991 |
| | 国 債 | 116,916 | 99,144 | 17,771 |
| | 地方債 | 10,105 | 9,341 | 763 |
| | 社 債 | 98,200 | 93,744 | 4,456 |
| その他 | 49,653 | 42,087 | 7,565 | |
| 小 計 | | 283,438 | 250,190 | 33,247 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | 1,737 | 1,962 | △225 |
| | 債 券 | 4,380 | 4,455 | △74 |
| | 国 債 | - | - | - |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 社 債 | 4,380 | 4,455 | △74 |
| その他 | 20,928 | 22,040 | △1,111 | |
| 小 計 | | 27,046 | 28,457 | △1,411 |
| 合 計 | | 310,484 | 278,648 | 31,835 |

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

| | 売 却 額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|--------|---------|---------|
| 株 式 | 786 | 166 | 71 |
| 債 券 | 8,607 | 106 | 35 |
| 国 債 | 4,622 | 54 | 5 |
| 地方債 | 319 | - | 0 |
| 社 債 | 3,665 | 52 | 29 |
| その他 | 2,350 | - | 49 |
| 合 計 | 11,743 | 273 | 157 |

32. 減損処理を行った有価証券

有価証券(時価を把握するのが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比し著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は0百万円(うち、株式0百万円)であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

- ① 時価が50%以下下落した銘柄については、減損処理を行うこととしております。
- ② 時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、当事業年度末及び前事業年度末の時価や発行会社の信用リスク等を判断基準として時価の回復可能性を判定し、減損処理を行うこととしております。

33. 運用目的の金銭的信託

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
|------------|----------|-------------------|
| 運用目的の金銭的信託 | 1,920 | △55 |

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,232百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが18,795百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 3,672百万円 |
| 退職給付引当金 | 504百万円 |
| 減価償却超過額 | 233百万円 |
| その他 | 224百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 4,634百万円 |
| 評価性引当額 | △3,408百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,226百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 8,595百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 8,595百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 7,369百万円 |

【損益計算書に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 5,669千円
子会社との取引による費用総額 75,671千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 1,149円86銭
4. 当期において以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

| 地 域 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失額 |
|-------|----------|-------|--------|
| 下伊那郡内 | 営業用店舗1カ所 | 土地、建物 | 17,434 |

営業店舗については営業店舗毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店舗を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、研修施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

店舗の移転による営業用店舗1カ所の使用方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額17,434千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価等に基づき算定しております。

●最近5年間の主要な経営指標の推移

| | 第91期 平成26年度 | 第92期 平成27年度 | 第93期 平成28年度 | 第94期 平成29年度 | 第95期 平成30年度 |
|------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 経常収益 | 12,755,482千円 | 11,582,140千円 | 10,785,050千円 | 10,194,198千円 | 10,273,260千円 |
| 経常利益 | 3,940,365千円 | 2,786,449千円 | 2,800,554千円 | 2,412,371千円 | 3,141,093千円 |
| 当期純利益 | 2,500,197千円 | 2,045,087千円 | 1,957,027千円 | 1,568,664千円 | 2,489,643千円 |
| 出資総額 | 1,097百万円 | 1,092百万円 | 1,087百万円 | 1,086百万円 | 1,075百万円 |
| 出資総口数 | 2,194千口 | 2,185千口 | 2,175千口 | 2,172千口 | 2,151千口 |
| 純資産額 | 67,833百万円 | 72,899百万円 | 73,214百万円 | 76,999百万円 | 78,393百万円 |
| 総資産額 | 576,867百万円 | 595,307百万円 | 609,638百万円 | 618,717百万円 | 632,890百万円 |
| 預金積金残高 | 494,729百万円 | 508,168百万円 | 522,867百万円 | 527,210百万円 | 540,130百万円 |
| 貸出金残高 | 227,024百万円 | 234,721百万円 | 240,532百万円 | 244,698百万円 | 247,600百万円 |
| 有価証券残高 | 304,065百万円 | 315,230百万円 | 312,838百万円 | 313,825百万円 | 307,961百万円 |
| 単体自己資本比率 | 17.13% | 16.81% | 17.48% | 17.42% | 17.19% |
| 出資に対する配当金 (出資1口当たり) | 20円 | 25*円 | 10円 | 10円 | 10円 |
| 役員数 | 16人 | 16人 | 16人 | 16人 | 15人 |
| うち常勤役員数 | 7人 | 8人 | 8人 | 8人 | 7人 |
| 職員数 | 313人 | 316人 | 318人 | 330人 | 339人 |
| 会員数 | 27,766人 | 27,808人 | 27,754人 | 27,786人 | 27,598人 |

*出資配当金には、創立90周年記念配当が含まれます。

●主要な業務の状況を示す指標

〈業務粗利益〉

(単位：千円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------|-----------|-----------|
| 資金運用収支 | 8,792,610 | 8,101,416 |
| 資金運用収益 | 9,238,989 | 8,494,495 |
| 資金調達費用 | 446,379 | 393,078 |
| 役務取引等収支 | 92,930 | 77,718 |
| 役務取引等収益 | 663,381 | 658,269 |
| 役務取引等費用 | 570,451 | 580,551 |
| その他の業務収支 | △ 305,922 | △ 259,196 |
| その他業務収益 | 45,672 | 171,216 |
| その他業務費用 | 351,594 | 430,413 |
| 業務粗利益 | 8,579,618 | 7,919,938 |
| 業務粗利益率 | 1.48% | 1.34% |

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成29年度718千円、平成30年度1,398千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〈資金運用収支の内訳〉

| | 平均残高(百万円) | | 利息(千円) | | 利回り(%) | |
|--------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|--------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 資金運用勘定 | 579,684 | 590,154 | 9,238,989 | 8,494,495 | 1.59 | 1.43 |
| うち貸出金 | 238,896 | 242,017 | 3,993,927 | 3,751,208 | 1.67 | 1.54 |
| うち預け金 | 52,445 | 66,266 | 66,195 | 69,760 | 0.12 | 0.10 |
| うち有価証券 | 284,853 | 277,151 | 5,110,331 | 4,601,225 | 1.79 | 1.66 |
| 資金調達勘定 | 526,498 | 535,632 | 446,379 | 393,078 | 0.08 | 0.07 |
| うち預金積金 | 527,125 | 537,410 | 445,958 | 393,383 | 0.08 | 0.07 |
| うち借入金 | 57 | - | 71 | - | 0.12 | - |

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成29年度308百万円、平成30年度315百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成29年度898百万円、平成30年度1,997百万円)及び利息(平成29年度0百万円、平成30年度1百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〈利鞘〉

(単位：%)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|
| 資金運用利回 | 1.59 | 1.43 |
| 資金調達原価率 | 1.13 | 1.09 |
| 総資金利鞘 | 0.46 | 0.34 |

〈利益率〉

(単位：%)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|--------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0.41 | 0.52 |
| 総資産当期純利益率 | 0.26 | 0.41 |

- (注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

〈受取・支払利息の増減〉

(単位：千円)

| | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受取利息 | 28,823 | △ 470,947 | △ 442,123 | △ 67,320 | △ 677,173 | △ 744,494 |
| うち貸出金 | 116,858 | △ 290,835 | △ 173,977 | 53,010 | △ 295,730 | △ 242,719 |
| うち預け金 | △ 4,131 | 3,749 | △ 381 | 9,626 | △ 6,062 | 3,564 |
| うち有価証券 | △ 86,737 | △ 188,616 | △ 275,354 | △ 135,433 | △ 373,673 | △ 509,106 |
| 支払利息 | 8,822 | △ 103,589 | △ 94,766 | 8,853 | △ 61,474 | △ 52,621 |
| うち預金積金 | 8,646 | △ 103,589 | △ 94,942 | 8,900 | △ 61,475 | △ 52,575 |
| うち借入金 | 71 | - | 71 | △ 71 | - | △ 71 |

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●預金に関する指標

〈預金積金及び譲渡性預金平均残高〉

(単位：百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------|---------|---------|
| 流動性預金 | 153,672 | 163,345 |
| うち有利息預金 | 135,167 | 143,951 |
| 定期性預金 | 372,224 | 372,766 |
| うち固定金利定期預金 | 348,090 | 348,654 |
| うち変動金利定期預金 | 198 | 176 |
| その他預金 | 1,227 | 1,299 |
| 合計 | 527,125 | 537,410 |
| 譲渡性預金 | — | — |
| 総計 | 527,125 | 537,410 |

〈定期預金残高〉

(単位：百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------|---------|---------|
| 定期預金 | 345,277 | 346,610 |
| 固定金利定期預金 | 345,089 | 346,443 |
| 変動金利定期預金 | 188 | 167 |
| その他 | — | — |

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他預金＝別段預金＋納税準備預金＋非居住者円預金

〈預金科目別残高及び構成比〉

(単位：百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|--------|---------|-------|---------|-------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 当座預金 | 12,155 | 2.3 | 12,150 | 2.2 |
| 普通預金 | 141,215 | 26.8 | 152,201 | 28.2 |
| 貯蓄預金 | 1,660 | 0.3 | 1,626 | 0.3 |
| 通知預金 | 1,296 | 0.2 | 1,171 | 0.2 |
| 定期預金 | 345,277 | 65.5 | 346,610 | 64.2 |
| 定期積金 | 24,134 | 4.6 | 24,405 | 4.5 |
| その他の預金 | 1,471 | 0.3 | 1,964 | 0.4 |
| 合計 | 527,210 | 100.0 | 540,130 | 100.0 |

〈預金者別預金残高及び構成比〉

(単位：百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|------|---------|-------|---------|-------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 個人 | 421,065 | 79.8 | 430,340 | 79.6 |
| 一般法人 | 80,941 | 15.3 | 84,718 | 15.6 |
| 金融機関 | 2,056 | 0.3 | 2,021 | 0.3 |
| 公金 | 23,147 | 4.3 | 23,050 | 4.2 |
| 合計 | 527,210 | 100.0 | 540,130 | 100.0 |

〈預貸率〉

(単位：%)

| 預貸率 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|
| | 期末 | 46.41 |
| 期中平均 | 45.32 | 45.03 |

(注) 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

●役職員一人当たりの実績

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|----------|----------|
| 預金残高 | 1,559百万円 | 1,561百万円 |
| 貸出金残高 | 723百万円 | 715百万円 |
| 経常利益 | 7,137千円 | 9,078千円 |
| 当期純利益 | 4,641千円 | 7,195千円 |

- (注) 1. 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。
 2. 役職員数は期末人数にて計算しております。

●貸出金等に関する指標

〈手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高〉
(単位：百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|---------|---------|
| 手形貸付 | 20,953 | 22,404 |
| 証書貸付 | 206,539 | 208,027 |
| 当座貸越 | 9,985 | 10,363 |
| 割引手形 | 1,416 | 1,221 |
| 合計 | 238,896 | 242,017 |

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〈固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高〉
(単位：百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|---------|---------|
| 貸出金 | 244,698 | 247,600 |
| 固定金利 | 173,263 | 171,999 |
| 変動金利 | 71,435 | 75,600 |

〈担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額〉

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

| | 平成29年度 貸出金残高 | 平成30年度 貸出金残高 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 当金庫預金積金 | 3,116 | 3,514 |
| 有価証券 | 19 | 19 |
| 動産 | — | — |
| 不動産 | 14,753 | 13,902 |
| その他 | 23 | 21 |
| 計 | 17,912 | 17,458 |
| 信用保証協会・信用保険 | 50,992 | 49,918 |
| 保証 | 24,740 | 27,380 |
| 信用 | 151,053 | 152,842 |
| 合計 | 244,698 | 247,600 |

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

| | 平成29年度 貸出金残高 | 平成30年度 貸出金残高 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 当金庫預金積金 | 549 | 534 |
| 有価証券 | — | — |
| 動産 | — | — |
| 不動産 | 405 | 377 |
| その他 | — | — |
| 計 | 955 | 911 |
| 信用保証協会・信用保険 | 111 | 69 |
| 保証 | 11 | 10 |
| 信用 | 1,704 | 2,085 |
| 合計 | 2,783 | 3,077 |

〈使途別の貸出金残高〉

(単位：百万円、構成比%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|------|---------|--------|---------|--------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 運転資金 | 112,122 | 45.82 | 119,757 | 48.37 |
| 設備資金 | 132,576 | 54.18 | 127,842 | 51.63 |
| 合計 | 244,698 | 100.00 | 247,600 | 100.00 |

〈消費者ローン・住宅ローンの残高〉

(単位：百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|
| 消費者ローン | 16,735 | 17,616 |
| 住宅ローン | 56,307 | 58,614 |
| 合計 | 73,042 | 76,230 |

〈業種別貸出金残高〉

(単位：先、金額：百万円、構成比%)

| | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|-----------------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|
| | 先数 | 金額 | 構成比 | 先数 | 金額 | 構成比 |
| 製造業 | 409 | 33,032 | 13.49 | 396 | 31,178 | 12.59 |
| 農業・林業 | 50 | 597 | 0.24 | 62 | 610 | 0.24 |
| 漁業 | 5 | 30 | 0.01 | 6 | 33 | 0.01 |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | 4 | 172 | 0.07 | 5 | 179 | 0.07 |
| 建設業 | 545 | 15,493 | 6.33 | 513 | 15,738 | 6.35 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14 | 1,170 | 0.47 | 20 | 1,256 | 0.50 |
| 情報通信業 | 10 | 458 | 0.18 | 11 | 406 | 0.16 |
| 運輸業・郵便業 | 48 | 2,919 | 1.19 | 49 | 3,001 | 1.21 |
| 卸売業・小売業 | 451 | 16,738 | 6.84 | 455 | 17,920 | 7.23 |
| 金融業・保険業 | 23 | 15,359 | 6.27 | 22 | 12,326 | 4.97 |
| 不動産業 | 235 | 14,994 | 6.12 | 255 | 16,448 | 6.64 |
| 物品賃貸業 | 8 | 1,132 | 0.46 | 8 | 1,227 | 0.49 |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 59 | 1,604 | 0.65 | 58 | 1,349 | 0.54 |
| 宿泊業 | 43 | 10,225 | 4.17 | 41 | 9,753 | 3.93 |
| 飲食業 | 194 | 2,162 | 0.88 | 201 | 2,075 | 0.83 |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 103 | 9,237 | 3.77 | 102 | 9,383 | 3.78 |
| 教育・学習支援業 | 8 | 108 | 0.04 | 5 | 105 | 0.04 |
| 医療・福祉 | 91 | 7,504 | 3.06 | 88 | 8,600 | 3.47 |
| その他サービス業 | 162 | 4,453 | 1.81 | 159 | 4,988 | 2.01 |
| 小計 | 2,462 | 137,396 | 56.14 | 2,456 | 136,587 | 55.16 |
| 地方公共団体 | 14 | 25,691 | 10.49 | 13 | 27,049 | 10.92 |
| 個人 | 16,378 | 81,610 | 33.35 | 16,376 | 83,963 | 33.91 |
| 合計 | 18,854 | 244,698 | 100.00 | 18,845 | 247,600 | 100.00 |

(注) 1. 当座貸越を含んでおります。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● リスク管理債権の状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権（貸出金）の金額です。

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|--------|--------|
| 破綻先債権 | 1,921 | 352 |
| 延滞債権 | 20,109 | 16,302 |
| 3カ月以上延滞債権 | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 1,013 | 1,816 |
| 合 計 | 23,043 | 18,471 |

部分直接償却……………実施しておりません。

未収利息不計上基準…自己査定の結果、破綻先・実質破綻先及び破綻懸念先である債務者に対する貸出金の未収利息は資産不計上としております。

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

● 金融再生法開示債権及び引当・保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金の他債務保証見返り、未収利息及び与信関係の仮払金、私募債を含んだ債権です。

(単位：百万円)

| 区 分 | 開示残高 (A) | 保全額 (B) | 担保・保証等による回収見込額 (C) | 貸倒引当金 (D) | 保全率 (B) / (A) | 引当率 (D) / (A-C) | |
|--------------------|----------|---------|--------------------|-----------|---------------|-----------------|---------|
| | | | | | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 平成29年度 | 7,249 | 7,249 | 2,123 | 5,125 | 100.00% | 100.00% |
| | 平成30年度 | 7,083 | 7,083 | 2,207 | 4,876 | 100.00% | 100.00% |
| 危険債権 | 平成29年度 | 14,817 | 11,478 | 5,906 | 5,571 | 77.46% | 62.52% |
| | 平成30年度 | 9,598 | 7,474 | 4,334 | 3,139 | 77.87% | 59.63% |
| 要管理債権 | 平成29年度 | 1,013 | 495 | 291 | 203 | 48.87% | 28.19% |
| | 平成30年度 | 1,816 | 1,128 | 808 | 319 | 62.14% | 31.64% |
| 金融再生法上の不良債権 | 平成29年度 | 23,080 | 19,222 | 8,322 | 10,900 | 83.28% | 73.85% |
| | 平成30年度 | 18,499 | 15,687 | 7,351 | 8,336 | 84.80% | 74.77% |
| 総与信に占める割合 (不良債権比率) | 平成29年度 | 9.32% | | | | | |
| | 平成30年度 | 7.34% | | | | | |
| 正常債権 | 平成29年度 | 224,533 | | | | | |
| | 平成30年度 | 233,394 | | | | | |
| 総与信残高 | 平成29年度 | 247,614 | | | | | |
| | 平成30年度 | 251,893 | | | | | |

部分直接償却……………実施しておりません。

【総与信残高】= 貸出金 + 債務保証 + 未収利息 + 貸付関連仮払金 + 私募債

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

● 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 平成29年度 | 1,543 | 1,622 | — | 1,543 | 1,622 |
| | 平成30年度 | 1,622 | 1,870 | — | 1,622 | 1,870 |
| 個別貸倒引当金 | 平成29年度 | 14,599 | 15,100 | 252 | 14,346 | 15,100 |
| | 平成30年度 | 15,100 | 12,539 | 1,557 | 13,543 | 12,539 |

(注)

- 一般貸倒引当金は次のとおり計上しております。
自己査定による正常先・要注意先(除く要管理先)につきましては、過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の1年分、要管理先につきましては過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の3年分を引当てております。
- 個別貸倒引当金は次のとおり計上しております。
 - 自己査定による破綻先(破産、清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者)及び実質破綻先(実質的に経営破綻に陥っている債務者)につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額(以下「非保全額」といいます。)を引当てております。
 - 自己査定による破綻懸念先(現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)につきましては、非保全額に対して過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の3年分を引当てております。なお、債権額・非保全額が一定額以上の大口債務者につきましては、非保全額からキャッシュ・フローによる回収見込額を控除した残額を引当てております。

● 貸出金償却の額 (単位：千円)

| | |
|--------|-------|
| 平成29年度 | — |
| 平成30年度 | 6,875 |

●有価証券に関する指標

〈商品有価証券の種類別平均残高〉

該当ありません。

〈有価証券の種類別残存期間別残高〉

平成29年度

(単位：百万円)

| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|-----------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|----------------|---------|
| 国 債 | 1,003 | — | 2,538 | — | 27,458 | 87,900 | — | 118,900 |
| 地 方 債 | 301 | 3,487 | 225 | 890 | 2,693 | 2,849 | — | 10,448 |
| 社 債 | 3,626 | 15,688 | 14,766 | 18,565 | 19,963 | 26,875 | — | 99,486 |
| 株 式 | — | — | — | — | — | — | 11,983 | 11,983 |
| 外 国 証 券 | 2,218 | 4,631 | 1,849 | 2,256 | 14,352 | 7,654 | — | 32,963 |
| そ の 他 証 券 | 2,148 | 4,262 | 8,333 | 8,904 | 5,285 | 1,891 | 9,216 | 40,043 |
| 合 計 | 9,299 | 28,071 | 27,714 | 30,615 | 69,752 | 127,171 | 21,200 | 313,825 |

平成30年度

(単位：百万円)

| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|-----------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|----------------|---------|
| 国 債 | — | — | 2,538 | — | 33,374 | 81,003 | — | 116,916 |
| 地 方 債 | 1,976 | 1,687 | 542 | 344 | 2,685 | 2,869 | — | 10,105 |
| 社 債 | 4,780 | 17,652 | 16,930 | 18,192 | 13,128 | 25,096 | 6,798 | 102,580 |
| 株 式 | — | — | — | — | — | — | 10,361 | 10,361 |
| 外 国 証 券 | 1,508 | 3,581 | 823 | 7,506 | 9,318 | 9,866 | — | 32,604 |
| そ の 他 証 券 | — | 2,247 | 8,921 | 8,763 | 3,970 | 1,509 | 9,980 | 35,392 |
| 合 計 | 8,265 | 25,170 | 29,757 | 34,805 | 62,477 | 120,344 | 27,140 | 307,961 |

〈有価証券の種類別残高〉

(単位：百万円)

| | 期 末 残 高 | | 平 均 残 高 | |
|-----------|----------|----------|---------|---------|
| | 平成30年3月末 | 平成31年3月末 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 国 債 | 118,900 | 116,916 | 101,423 | 99,773 |
| 地 方 債 | 10,448 | 10,105 | 9,817 | 9,442 |
| 社 債 | 99,486 | 102,580 | 99,521 | 94,979 |
| 株 式 | 11,983 | 10,361 | 7,890 | 8,280 |
| 外 国 証 券 | 32,963 | 32,604 | 31,614 | 32,109 |
| そ の 他 証 券 | 40,043 | 35,392 | 34,585 | 32,565 |
| 合 計 | 313,825 | 307,961 | 284,853 | 277,151 |

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

〈預証率〉

(単位：%)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------|--------|--------|
| 期 末 預 証 率 | 59.52 | 57.01 |
| 期 中 平 均 預 証 率 | 54.03 | 51.57 |

【預証率】

預金量(譲渡性預金を含む)に対する有価証券の保有割合(有価証券保有額÷預金量×100)を示すもの。集めた預金をどの程度有価証券で運用しているかを示しております。

〈取得価額又は契約価額、時価及び評価損益〉

●売買目的有価証券、満期保有目的の債券
該当ありません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載しております。

1.その他有価証券

(単位：百万円)

| | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|----------------------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | 11,093 | 7,045 | 4,047 | 8,562 | 5,873 | 2,689 |
| | 債 券 | 222,801 | 200,326 | 22,474 | 225,222 | 202,230 | 22,991 |
| | 国 債 | 118,900 | 101,789 | 17,111 | 116,916 | 99,144 | 17,771 |
| | 地方債 | 10,448 | 9,647 | 800 | 10,105 | 9,341 | 763 |
| | 社 債 | 93,452 | 88,889 | 4,562 | 98,200 | 93,744 | 4,456 |
| | そ の 他 | 52,207 | 44,113 | 8,093 | 49,653 | 42,087 | 7,565 |
| | 小 計 | 286,102 | 251,486 | 34,615 | 283,438 | 250,190 | 33,247 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | 824 | 901 | △ 77 | 1,737 | 1,962 | △ 225 |
| | 債 券 | 6,033 | 6,124 | △ 90 | 4,380 | 4,455 | △ 74 |
| | 国 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 6,033 | 6,124 | △ 90 | 4,380 | 4,455 | △ 74 |
| | そ の 他 | 22,680 | 23,834 | △ 1,153 | 20,928 | 22,040 | △ 1,111 |
| | 小 計 | 29,538 | 30,860 | △ 1,322 | 27,046 | 28,457 | △ 1,411 |
| 合 計 | 315,640 | 282,346 | 33,293 | 310,484 | 278,648 | 31,835 | |

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子 会 社 | 24 | 24 |
| 非 上 場 株 式 | 41 | 37 |
| 組 合 出 資 金 等 | 47 | 45 |
| 合 計 | 113 | 106 |

〈金銭の信託〉

●運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

| 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|----------|-------------------|----------|-------------------|
| 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
| 1,000 | — | 1,920 | △ 55 |

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

〈デリバティブ取引〉

●金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

● 役職員の報酬体系の情報開示

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関し、主として退職慰労金の決定方法を規程で定めております。

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

| 区 分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 152 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」106百万円、「賞与」22百万円、「退職慰労金」23百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

● 退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

また、この他に、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 | |
|------------------------|-----------|-----------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 退職給付債務(A) | 2,144,822 | 2,028,944 |
| 年金資産(B) | — | — |
| 前払年金費用(C) | — | — |
| 未認識過去勤務費用(D) | — | — |
| 未認識数理計算上の差異(E) | 341,058 | 160,644 |
| その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F) | — | — |
| 退職給付引当金(A-B-C-D-E-F) | 1,803,764 | 1,868,300 |

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 | |
|-------------------------|---------|---------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 勤務費用(A) | 116,316 | 118,092 |
| 利息費用(B) | 6,296 | 6,434 |
| 期待運用収益(C) | — | — |
| 過去勤務費用の費用処理額(D) | — | — |
| 数理計算上の際の費用処理額(E) | 39,529 | 45,274 |
| 会計基準変更時差異の費用処理額(F) | — | — |
| 厚生年金基金拠出額(G) | 173,727 | 207,268 |
| その他(臨時に支払った割増退職金等)(H) | — | — |
| 退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G+H) | 335,868 | 377,068 |

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

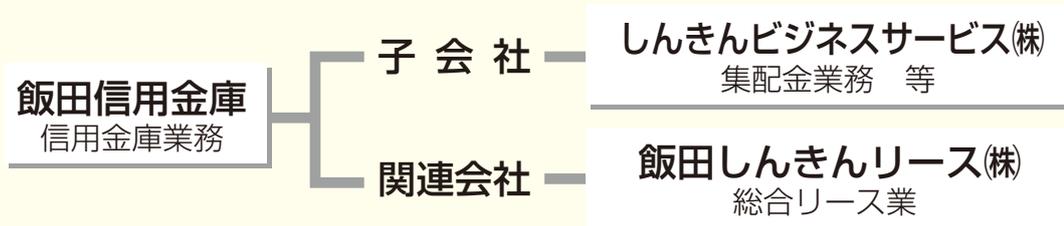
| 区 分 | 摘 要 | |
|--------------------|--|--------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 |
| (1) 割引率 | 0.30% | 0.30% |
| (2) 長期期待運用収益 | — | — |
| (3) 退職給付見込額の期間帰属方法 | 期間定額基準 | |
| (4) 過去勤務費用の額の処理年数 | 10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による) | |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数 | 10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する) | |
| (6) 会計基準変更時差異の処理年数 | 一年 | |

決算状況(連結)

●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社、関連会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に集配金業務、リース業務などの金融サービスを提供しております。

〈グループ組織の構成〉



〈子会社等に関する状況〉

| 名 称 | しんきんビジネスサービス(株) | 飯田しんきんリース(株) |
|------------|-----------------|--------------|
| 住 所 | 飯田市本町一丁目2番地 | 飯田市本町一丁目2番地 |
| 資 本 金 | 2,000万円 | 2,000万円 |
| 事 業 の 内 容 | 集配金業務 等 | 総合リース業 |
| 設 立 年 月 日 | 平成2年4月4日 | 平成9年4月1日 |
| 当金庫の議決権比率 | 100% | 22.5% |
| 子会社等の議決権比率 | 0% | 0% |

〈重要性の原則の適用について〉

当金庫では、子会社等は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりませんが、連結自己資本比率についてはその内容を開示しております。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

下記算式において、当金庫と子会社及び関連会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しております。

$$\begin{aligned}
 \text{資 産 基 準} &= \frac{\text{子会社等の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{1,903\text{百万円}}{633,773\text{百万円}} \times 100 = 0.30\% \\
 \text{経 常 収 益 基 準} &= \frac{\text{子会社等の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{90\text{百万円}}{10,176\text{百万円}} \times 100 = 0.88\% \\
 \text{利 益 基 準} &= \frac{\text{子会社等の当期利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{1\text{百万円}}{2,489\text{百万円}} \times 100 = 0.06\% \\
 \text{利益剰余金基準} &= \frac{\text{子会社等の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{118\text{百万円}}{54,077\text{百万円}} \times 100 = 0.21\%
 \end{aligned}$$

決算状況(自己資本の充実の状況)

■自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項

〈単体・連結での自己資本比率に関する事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本総額は平成31年3月末現在567億53百万円となっており、主な内訳は会員のみなさまからの出資金10億75百万円の他、過去の利益を積み立ててきた特別積立金524億0百万円と利益準備金11億16百万円及び一般貸倒引当金18億70百万円などです。

詳しくは、本誌資料編46ページに記載しております「自己資本の構成に関する開示事項」をご参照ください。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成31年3月末現在の自己資本比率は、国内基準である4%の4倍以上となる17.19%となりました。自己資本総額の90%以上が過去の利益を積み立てた特別積立金であり、負債性の資本調達手段等が無いことから、極めて健全な内容と考えております。今後の自己資本充実に向けた方針としては、引き続き毎年の利益を確実に積み立てることに取り組みたいと考えており、当金庫の伝統である堅実経営、狭域高密度経営を堅持してまいります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、当金庫の貸出先や当金庫が購入した債券や株式（以下「有価証券」といいます）を発行した企業の財務内容が悪化し、貸出金や有価証券の元本や利息の回収が困難になることによって損失を被る危険をいいます。

当金庫では、貸出金や有価証券の信用リスクを適切に把握・管理する事により、適切な収益を安定的に確保できる資産構成を構築することを基本方針としていますが、社会的責任として地域経済を支えるという経営方針を実現するため、貸出金については地域のために必要なリスクを負担できるだけの自己資本を確保することにも取り組んでおります。

貸出金の信用リスク管理手続きとしては、新規のご融資に際して融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などのチェックを行い、必要に応じて担保差し入れなどを条件とさせていただいており、一定金額以上の大口ご融資先については定期的に現況報告会を開催しております。また、将来の損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づいて引当金を計上しており、急激な環境変化によって万一地域経済が大きなダメージを受けた場合でも、損失額が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しております。

有価証券の信用リスク管理手続きとしては、格付機関による格付けを参考にリスクと利回りのバランスから購入、売却の判断を行っています。一般的に、債券の信用リスクは債券の価格（利回り）に反映されることから、保有する有価証券の時価が簿価を一定の比率で下回った場合に損失処理を行うことを規程化するとともに、損失処理基準に抵触しない有価証券の含み損の合計が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称及びエクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（「リスク・アセット」といいます）を計算するために、貸出金や有価証券の種類などに応じて法令で定められた掛け目をいいます。

当金庫では、法令で定められた適格格付機関（日本格付研究所、日本格付投資情報センター、スタンダード&プアーズ、ムーディーズ）のうち依頼格付と呼ばれる評価を取得している有価証券等については、法令に基づき高い方から2番

目の格付（1社みの場合は当該格付）によるリスク・ウェイトを適用する事としております。なお、有価証券のうち事業債及び外国証券については、以下の通り適格格付機関を採用しております。

①国内債券・・・日本格付研究所（JCR）、日本格付投資情報センター（R&I）のうち低位の格付を採用する。

②外国債券・・・スタンダード&プアーズ（S&P）、ムーディーズのうち低位の格付を採用する。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの管理では、例えば貸出金であれば、融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などを確認して可否判断を行うことを基本としていますが、貸出先の財務内容が悪化して元本や利息の回収が困難になる可能性についても勘案し、必要に応じて預金や有価証券などの金融資産を担保としたり信用保証協会などの保証をつけていただいております。これらを信用リスク削減手法といえます。

リスク・アセットについては、法令に基づいてこのリスク削減手法を勘案した残高を使用することができますので、当金庫では、リスク・アセットの計算において次の手法を信用リスク削減手法として採用し、それぞれの手法に応じて計算手順などを定めております。

(1) 適格金融資産担保

当金庫の預金を担保としている貸出金について、担保額を貸出金残高から差し引くこととしており、当該担保額が信用リスク削減額となります。

(2) 貸出金と預金との見なし相殺

貸出金の担保としていない貸出先名義の預金のうち、法令に定められた条件に適合するものについて、預金残高の一定割合を貸出金残高から差し引くこととしております。この計算手続きを見なし相殺といい、貸出金から差し引いた額が信用リスク削減額となります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権等については、保証された部分について当該保証人のリスク・ウェイトを適用できることから、保証がないと仮定して計算したリスク・アセットと当該保証人のリスク・ウェイトを適用して計算したリスク・アセットとの差額が信用リスク削減額となります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は、現時点では資金運用手段としての活用は行わない方針としております。このため、リスク管理の方針及び手続きについては定めておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業を利用して住宅ローンの証券化を行っておりますが、買取型を利用することにより証券化した債権のリスクが当金庫に残らない取り扱いとしており、証券化の手続きは住宅金融支援機構の定める手順に従って実施しております。なお、住宅ローン以外については証券化を予定していないため、証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針等は定めておりません。

このため、証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称、及び証券化取引に関する会計方針、並びに証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は該当がありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫が業務を行うための規程や取扱要領などを含めた内部管理体制が不十分であったり、地震、風水害などの自然災害や火災、事故などが原因で発生する損失をいし、非常に広範囲にわたります。

このため当金庫では、お客さまのお取り引きへの影響が非常に大きくなる可能性があると考えられる事務処理手続き、コンピュータシステム、大規模災害、犯罪被害、火災被害、情報資産管理、流動性管理を中心に、それぞれについての規程や取扱要領を作成し、お客さまが安心して当金庫とお取り引きいただけるような体制を整えることを基本方針としております。このうち事務処理手続きやコンピュータシステムについては、内部監査や外部監査によってシステムの運用で規程に反した取り扱いが行われないよう管理しております。また、コンピュータシステムに万一障害が発生した場合や、自然災害や火災などの事故が発生した場合に備えての対応手順を定めており、可能な範囲で訓練を実施することによって被害を最小限にとどめるように努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額は、業務粗利益をベースとして法令で定められた基準により算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、株式や投資信託等への投資につきまして、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行い、適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式等については、評価額を日々把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に処理することとしております。市場価格の変動によって生じる価格変動リスクは、ALM作業部会を通じてALM委員会で管理するとともに、定期的に常勤役員会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利の影響を受けるものについて、金利の変動により経済価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、金利リスクについて定期的に評価・計測を行い、ALM作業部会を通じてALM委員会で管理するとともに、必要に応じて常勤役員会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

金利リスク計測の頻度は、四半期末日を基準日として、四半期ごとにIRRBBで計測しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下の通りです。

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年
- ③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

- ④固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、ΔEVEが正となる通貨のみを単純合算しております。なお、金利リスクの

合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。

- ⑥スプレッドに関する前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めておりません。

- ⑦内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度のため記載しておりません。

〈連結自己資本比率に関する追加事項〉

1. 連結の範囲

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点

当金庫が100%を出資する子会社である「しんきんビジネスサービス株式会社」及び22.5%を出資する「飯田しんきんリース株式会社」を連結自己資本比率算出の対象としております。なお、規則に基づく連結貸借対照表等の財務諸表における連結の範囲に含まれる会社は上記以外該当ありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編43ページに記載しております。

- (3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編43ページに記載しております。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称及び主要な業務の内容

本誌資料編43ページに記載しております。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に関する制限は、規程等による定めを行っておりませんが、連結貸借対照表等の財務諸表が連結グループ全体の正確な資産内容を反映した正確なものとなるよう、外部監査法人による監査を受けて公表しております。

■自己資本の構成に関する開示事項

〈単体〉

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成29年度 | 経過措置による不算入額 | 平成30年度 |
|--|---------|-------------|---------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 52,673 | | 55,131 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 1,086 | | 1,075 |
| うち、利益剰余金の額 | 51,609 | | 54,077 |
| うち、外部流出予定額 (△) | 21 | | 21 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 1,622 | | 1,870 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 1,622 | | 1,870 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 54,295 | | 57,002 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額 | 313 | — | 248 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 313 | — | 248 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — | — |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 313 | | 248 |
| 自己資本 | | | |
| 自己資本の額 (イ) - (ロ) | (ハ) | | 56,753 |
| リスク・アセット等 (3) | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 291,199 | | 312,525 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △27,500 | | △19,623 |
| うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) | — | | — |
| うち、繰延税金資産 | — | | — |
| うち、前払年金費用 | — | | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △27,500 | | △19,623 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 18,574 | | 17,589 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 309,773 | | 330,114 |
| 自己資本比率 | | | |
| 自己資本比率 (ハ) / (ニ) | 17.42% | | 17.19% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成29年度 | 経過措置による不算入額 | |
|--|---------|-------------|---------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 52,790 | | 55,249 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 1,086 | | 1,075 |
| うち、利益剰余金の額 | 51,725 | | 54,195 |
| うち、外部流出予定額 (△) | 21 | | 21 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等 | — | | — |
| うち、為替換算調整勘定 | — | | — |
| うち、退職給付に係るものの額 | — | | — |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | 60 | | 63 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 1,643 | | 1,885 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 1,643 | | 1,885 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 54,494 | | 57,198 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 313 | — | 249 |
| うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額 | — | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 313 | — | 249 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | — | — | — |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 313 | | 249 |
| 自己資本 | | | |
| 自己資本の額 (イ) - (ロ) | (ハ) | 54,180 | 56,949 |
| リスク・アセット等 (3) | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 293,066 | | 314,375 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △27,500 | | △19,623 |
| うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) | — | | — |
| うち、繰延税金資産 | — | | — |
| うち、退職給付に係る資産 | — | | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △27,500 | | △19,623 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 18,802 | | 17,809 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 311,868 | | 332,184 |
| 連結自己資本比率 | | | |
| 連結自己資本比率 (ハ) / (ニ) | | 17.37% | 17.14% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■ 定量的な開示事項

● 自己資本の充実度に関する事項 (単体)

(単位：百万円)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|---|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 291,199 | 11,647 | 312,525 | 12,501 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 318,699 | 12,747 | 306,164 | 12,246 |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 99 | 3 | 99 | 3 |
| 地方三公社向け | 65 | 2 | 64 | 2 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 36,654 | 1,466 | 37,203 | 1,488 |
| 法人等向け | 103,224 | 4,128 | 121,197 | 4,847 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 37,669 | 1,506 | 38,493 | 1,539 |
| 抵当権付住宅ローン | 5,922 | 236 | 5,481 | 219 |
| 不動産取得等事業向け | 10,624 | 424 | 10,108 | 404 |
| 3ヵ月以上延滞等 | 199 | 7 | 156 | 6 |
| 取立未済手形 | 10 | 0 | 14 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 2,061 | 82 | 1,763 | 70 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出資等 | 8,700 | 348 | 9,709 | 388 |
| 出資等のエクスポージャー | 8,700 | 348 | 9,709 | 388 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外 | 113,468 | 4,538 | 81,870 | 3,274 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 79,278 | 3,171 | 69,384 | 2,775 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 2,265 | 90 | 2,265 | 90 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | 31,924 | 1,276 | 10,221 | 408 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — |
| STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 非STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 再証券化 | — | — | — | — |
| ③-1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | — | — |
| ③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | — | — | 25,984 | 1,039 |
| ルック・スルー方式 | — | — | 25,984 | 1,039 |
| マンデート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △27,500 | △1,100 | △19,623 | △784 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | — | — | — | — |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 18,574 | 742 | 17,589 | 703 |
| ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ) | 309,773 | 12,390 | 330,114 | 13,204 |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈連結〉

(単位：百万円)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|---|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 293,066 | 11,722 | 314,375 | 12,575 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 320,566 | 12,822 | 308,015 | 12,320 |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 99 | 3 | 99 | 3 |
| 地方三公社向け | 65 | 2 | 64 | 2 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 36,654 | 1,466 | 37,203 | 1,488 |
| 法人等向け | 103,224 | 4,128 | 121,197 | 4,847 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 37,669 | 1,506 | 38,493 | 1,539 |
| 抵当権付住宅ローン | 5,922 | 236 | 5,481 | 219 |
| 不動産取得等事業向け | 10,624 | 424 | 10,108 | 404 |
| 3ヵ月以上延滞等 | 199 | 7 | 156 | 6 |
| 取立未済手形 | 10 | 0 | 14 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 2,061 | 82 | 1,763 | 70 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出資等 | 8,676 | 347 | 9,685 | 387 |
| 出資等のエクスポージャー | 8,676 | 347 | 9,685 | 387 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外 | 115,360 | 4,614 | 83,745 | 3,349 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 79,278 | 3,171 | 69,384 | 2,775 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 2,265 | 90 | 2,265 | 90 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | 33,816 | 1,352 | 12,096 | 483 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — |
| STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 非STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 再証券化 | — | — | — | — |
| ③-1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | — | — |
| ③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | — | — | 25,984 | 1,039 |
| ルック・スルー方式 | — | — | 25,984 | 1,039 |
| マンデート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △27,500 | △1,100 | △19,623 | △784 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | — | — | — | — |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 18,802 | 752 | 17,809 | 712 |
| ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ) | 311,868 | 12,474 | 332,184 | 13,287 |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

● **その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額**

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

| 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 3か月以上延滞 エクスポージャー | |
|----------------------|-------------------|---------|---|---------|---------|---------|----------|--------|---------------------|--------|
| | | | 貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引 | | 債 券 | | デリバティブ取引 | | 平成29年度 | 平成30年度 |
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 国 内 | 483,007 | 484,601 | 247,614 | 250,813 | 235,392 | 233,788 | — | — | 2,202 | 596 |
| 国 外 | 26,405 | 28,419 | — | — | 26,405 | 28,419 | — | — | — | — |
| 地 域 別 合 計 | 509,412 | 513,020 | 247,614 | 250,813 | 261,798 | 262,207 | — | — | 2,202 | 596 |
| 製 造 業 | 52,581 | 52,392 | 33,514 | 31,740 | 19,066 | 20,652 | — | — | 1,673 | 84 |
| 農 業 ・ 林 業 | 695 | 763 | 695 | 763 | — | — | — | — | — | 41 |
| 漁 業 | 40 | 41 | 40 | 41 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | 172 | 179 | 172 | 179 | — | — | — | — | — | — |
| 建 設 業 | 18,290 | 18,785 | 17,988 | 18,303 | 302 | 482 | — | — | 277 | 231 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 16,404 | 17,311 | 1,170 | 1,406 | 15,233 | 15,904 | — | — | — | — |
| 情 報 通 信 業 | 3,138 | 3,458 | 464 | 409 | 2,674 | 3,049 | — | — | — | — |
| 運輸業・郵便業 | 13,647 | 11,996 | 3,064 | 3,130 | 10,582 | 8,865 | — | — | — | — |
| 卸売業・小売業 | 27,785 | 28,900 | 17,631 | 18,798 | 10,154 | 10,101 | — | — | 17 | 133 |
| 金融業・保険業 | 67,803 | 64,242 | 15,386 | 12,353 | 52,416 | 51,888 | — | — | — | — |
| 不 動 産 業 | 25,659 | 29,295 | 15,592 | 17,169 | 10,066 | 12,126 | — | — | — | 2 |
| 物 品 賃 貸 業 | 1,159 | 1,252 | 1,159 | 1,252 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 1,768 | 1,472 | 1,768 | 1,472 | — | 100 | — | — | — | — |
| 宿 泊 業 | 10,235 | 9,769 | 10,235 | 9,769 | — | — | — | — | — | — |
| 飲 食 業 | 2,750 | 2,694 | 2,750 | 2,694 | — | — | — | — | 2 | — |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 9,816 | 9,916 | 9,614 | 9,714 | 202 | 202 | — | — | — | — |
| 教育・学習支援業 | 127 | 123 | 127 | 123 | — | — | — | — | — | — |
| 医 療 ・ 福 祉 | 8,573 | 9,584 | 8,573 | 9,584 | — | — | — | — | 27 | — |
| その他サービス業 | 4,985 | 5,494 | 4,985 | 5,494 | — | 506 | — | — | 32 | — |
| 国・地方公共団体等 | 166,796 | 165,382 | 25,697 | 27,055 | 141,099 | 138,327 | — | — | — | — |
| 個 人 | 76,981 | 79,357 | 76,981 | 79,357 | — | — | — | — | 170 | 102 |
| そ の 他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 業 種 別 合 計 | 509,412 | 513,020 | 247,614 | 250,813 | 261,798 | 262,207 | — | — | 2,202 | 596 |
| 1年以下 | 60,231 | 55,396 | 53,081 | 47,131 | 7,150 | 8,265 | — | — | — | — |
| 1年超3年以下 | 49,005 | 46,069 | 25,197 | 23,147 | 23,808 | 22,922 | — | — | — | — |
| 3年超5年以下 | 45,009 | 48,852 | 25,628 | 28,016 | 19,380 | 20,835 | — | — | — | — |
| 5年超7年以下 | 40,693 | 45,671 | 18,981 | 19,628 | 21,711 | 26,042 | — | — | — | — |
| 7年超10年以下 | 88,141 | 84,461 | 23,674 | 25,954 | 64,467 | 58,506 | — | — | — | — |
| 10年超 | 224,584 | 224,072 | 99,304 | 105,237 | 125,279 | 118,835 | — | — | — | — |
| 期間の定めのないもの | 1,745 | 8,497 | 1,745 | 1,698 | — | 6,798 | — | — | — | — |
| 残存期間別合計 | 509,412 | 513,020 | 247,614 | 250,813 | 261,798 | 262,207 | — | — | — | — |

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 4. 貸出金、オフ・バランス取引、3か月以上延滞エクスポージャーは国内取引のみとなっております。
 5. 平成29年度の貸出金残存期間別エクスポージャーにつきましては、今年度開示の実績に訂正しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌資料編39ページに記載しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

平成29年度

(単位：百万円)

| 業種名 | 個別貸倒引当金 | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|--------|-------|--------|--------|------|
| | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 製造業 | 4,865 | 4,805 | 7 | 4,857 | 4,805 | — |
| 農業・林業 | 60 | 20 | 29 | 30 | 20 | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 799 | 1,275 | 171 | 628 | 1,275 | — |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | — |
| 運輸業・郵便業 | 11 | 9 | — | 11 | 9 | — |
| 卸売業・小売業 | 2,028 | 2,409 | 7 | 2,020 | 2,409 | — |
| 金融業・保険業 | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 494 | 489 | — | 494 | 489 | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 4 | 3 | — | 4 | 3 | — |
| 宿泊業 | 3,813 | 3,635 | — | 3,813 | 3,635 | — |
| 飲食業 | 96 | 86 | — | 96 | 86 | — |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 1,936 | 1,932 | — | 1,936 | 1,932 | — |
| 教育・学習支援業 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 医療・福祉 | 18 | 14 | — | 18 | 14 | — |
| その他サービス業 | 43 | 23 | — | 43 | 23 | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 424 | 392 | 36 | 387 | 392 | — |
| 業種別合計 | 14,599 | 15,100 | 252 | 14,346 | 15,100 | — |

平成30年度

(単位：百万円)

| 業種名 | 個別貸倒引当金 | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|--------|-------|--------|--------|------|
| | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 製造業 | 4,805 | 1,600 | 1,528 | 3,276 | 1,600 | — |
| 農業・林業 | 20 | 40 | — | 20 | 40 | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 1,275 | 1,251 | 13 | 1,261 | 1,251 | — |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | — |
| 運輸業・郵便業 | 9 | 9 | — | 9 | 9 | — |
| 卸売業・小売業 | 2,409 | 3,184 | — | 2,409 | 3,184 | — |
| 金融業・保険業 | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 489 | 490 | — | 489 | 490 | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 3 | 2 | — | 3 | 2 | — |
| 宿泊業 | 3,635 | 3,570 | — | 3,635 | 3,570 | — |
| 飲食業 | 86 | 87 | — | 86 | 87 | — |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 1,932 | 1,898 | — | 1,932 | 1,898 | — |
| 教育・学習支援業 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 医療・福祉 | 14 | 11 | — | 14 | 11 | — |
| その他サービス業 | 23 | 15 | — | 23 | 15 | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 392 | 374 | 15 | 377 | 374 | 6 |
| 業種別合計 | 15,100 | 12,539 | 1,557 | 13,543 | 12,539 | 6 |

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定める リスク・ウェイト区分(%) | エクスポージャーの額 | | | |
|-------------------------|------------|---------|--------|---------|
| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | — | 163,808 | — | 161,999 |
| 10% | — | 21,611 | — | 18,634 |
| 20% | 4,319 | 54,310 | 3,716 | 68,286 |
| 35% | — | 17,509 | — | 16,239 |
| 40% | — | 4,400 | — | 3,100 |
| 50% | 46,806 | 30,309 | 46,256 | 30,639 |
| 70% | — | 11,807 | — | 14,414 |
| 75% | — | 54,847 | — | 55,853 |
| 100% | 6,632 | 134,304 | 14,943 | 117,410 |
| 120% | — | 2,312 | — | 1,810 |
| 150% | — | 70 | — | 74 |
| 200% | — | 100 | — | — |
| 250% | — | 18,034 | — | 15,475 |
| 270% | — | 1,500 | — | 2,100 |
| 合計 | 57,758 | 514,924 | 64,916 | 506,036 |

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | | 適格金融資産担保 | | 保証 | |
|---------------------------|-----------|--------|----------|--------|--------|--------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 | 3,932 | 4,304 | 43,140 | 42,860 | | |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|-------------|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 貸借対照表計上額 | 時 価 |
| 上 場 株 式 等 | 11,841 | 11,841 | 10,224 | 10,224 |
| 非 上 場 株 式 等 | 142 | 142 | 137 | 137 |
| そ の 他 | 3,213 | 3,213 | 3,126 | 3,126 |
| 合 計 | 15,196 | 15,196 | 13,487 | 13,487 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、信金中央金庫向けの普通出資・優先出資等です。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|
| 売却益 | 141 | 166 |
| 売却損 | 0 | 72 |
| 償却 | 0 | 0 |

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|
| 評価損益 | 4,089 | 2,589 |

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|
| 評価損益 | — | — |

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------------------------|--------|--------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー | | 25,984 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | | — |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー | | — |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー | | — |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | | — |

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB1：金利リスク | | | |
|--------------|-----------|--------|-----|
| 項番 | | イ | ロ |
| | | ΔEVE | |
| | | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 22,314 | |
| 2 | 下方パラレルシフト | — | |
| 3 | スティープ化 | 19,027 | |
| 4 | フラット化 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | |
| 6 | 短期金利低下 | | |
| 7 | 最大値 | 22,314 | |
| | | ホ | ヘ |
| | | 当期末 | 前期末 |
| 8 | 自己資本の額 | 56,753 | |

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（2017年度）は、9,427百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。